

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

(産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可申請に必要な書類又は図面)

第3条 法第14条第1項の許可の申請若しくは産業廃棄物収集運搬業に係る法第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の4第1項の許可の申請若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る法第14条の5第1項の許可の申請に当たっては、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、これらの許可の更新を申請する場合で市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 委任状（申請の手続を行う者と申請者が異なる場合に限る。）

(2) 直前3事業年度の確定申告書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

2 法第14条第6項の許可の申請若しくは産業廃棄物処分業に係る法第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の4第6項の許可の申請若しくは特別管理産業廃棄物処分業に係る法第14条の5第1項の許可の申請に当たっては、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、これらの許可の更新を申請する場合で市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 海洋投入処分の用に供する施設の概要を記載した書類（海洋投入処分を業として行う場合に限る。）

(2) 前項第1号及び第2号に掲げる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第15条第1項の許可の申請、法第15条の2の6第1項の許可の申請、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可の申請若しくは法第15条の4において準用する法第9条の6

第1項の認可の申請又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の届出に当たっては、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の場所の登記事項証明書
- (2) 第1項第1号及び第2号に掲げる書類
- (3) 法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の届出にあつては、相続があつたことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前3項の申請又は届出をする場合に省令又は前項の規定により添付する書類のうち、官公署が発行するものは申請日前3月以内に発行されたものとする。ただし、事業の用に車両又は船舶を供する場合の省令第9条の2第2項第3号（省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類は、有効期間内の自動車検査証又は船舶検査証書の写しとすることができる。

（認定証の書換え交付）

第4条 市長は、省令第12条の11の10の規定により交付した認定証の記載事項に変更があつたときは、当該認定証を書換え交付する。

（許可証等の再交付の申請）

第5条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者又は省令第8条の38の9若しくは第12条の11の10の規定により認定証の交付を受けた者は、当該許可証又は認定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、市長に許可証又は認定証の再交付を申請することができる。

- 2 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損し、又は破損した当該許可証又は認定証を添付して申請しなければならない。
- 3 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証又は認定証が発見されたときは、発見された当該許可証又は認定証を直ちに返納しなければならない。

（産業廃棄物処理施設の許可証の返納）

第6条 省令第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 省令第12条の10の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (2) 法第15条の3の規定により産業廃棄物処理施設に係る許可が取り消されたとき。

(熱回収施設の認定証の返納)

第7条 省令第12条の11の10の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該認定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 省令第12条の11の8で定められる期間の経過により当該認定がその効力を失ったとき。
- (2) 省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の10第1項の規定により熱回収施設の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (3) 法第15条の3の3第5項の規定により当該認定が取り消されたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)

第8条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 政令第6条の9、第6条の11、第6条の13又は第6条の14で定められる期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。
- (2) 省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項の規定により事業の全部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (3) 法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により当該許可が取り消されたとき。

(一体的処理の認定証の返納)

第9条 省令第8条の38の9の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該認定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 政令第6条の7の2の規定により一体的処理の認定の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (2) 法第12条の7第10項の規定により当該認定が取り消されたとき。

(指定区域台帳及び届出台帳の備置き)

第10条 法第15条の18第1項に規定する指定区域台帳（以下「指定区域台帳」という。）及び法第19条の12第1項に規定する台帳（以下「届出台帳」という。）を環境部に備え置く。

(届出台帳の閲覧)

第11条 法第19条の12第3項の規定により届出台帳の閲覧を請求しようとする関係人は、閲覧の請求書を市長に提出しなければならない。

(指定区域台帳及び届出台帳の閲覧の停止及び禁止)

第12条 市長は、指定区域台帳又は届出台帳の閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

- (1) 指定区域台帳又は届出台帳を破り、若しくは汚し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 他の閲覧者に迷惑をかけたとき。
- (3) 閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、指定区域台帳又は届出台帳の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

（提出書類等の様式）

第13条 次の各号に掲げる書類等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令第6条第1項第1号ハの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号へ(1)の表示、政令第6条第1項第1号ホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の掲示板、政令第6条の5第1項第1号ロの規定によりその例によることとされる政令第4条の2第1号ト(1)の表示及び政令第6条の5第1項第1号ニの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の掲示板のうち、法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者に係るもの 様式第1号
- (2) 政令第6条第1項第2号ロ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の掲示板及び政令第6条の5第1項第2号リ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の掲示板のうち、法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者に係るもの 様式第2号
- (3) 政令第6条第1項第3号ハの表示及び政令第6条の5第1項第3号イの表示 様式第3号
- (4) 省令第11条第6項第6号、第12条の9第3項第6号、第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ及び第12条の12第2項第3号に掲げる書類 様式第4号
- (5) 省令第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号及び第12条の12第2項第4号に掲げる資産に関する調書 様式第5号
- (6) 省令第10条の10の3、第10条の24及び第12条の11の3の届出書 様式第6号
- (7) 省令第11条第6項第11号、第12条の9第3項第7号（省令第11条第6項第11号に係る部分に限る。）、第12条の11の12第2項第7号及び第12条の11の13第2項第2号ハに掲げる書類 様式第7号
- (8) 省令第12条の12第2項第5号に掲げる書類 様式第8号
- (9) 省令第10条の4第2項第7号に掲げる書類 様式第9号

- (10) 省令第10条の4第2項第1号に掲げる書類 様式第10号
- (11) 省令第10条の4第2項第4号に掲げる書類 様式第11号
- (12) 省令第10条の16第3項第1号に掲げる書類 様式第12号
- (13) 省令第10条の16第3項第2号に掲げる書類 様式第13号
- (14) 第3条第2項第1号に掲げる書類 様式第14号
- (15) 第5条第1項の規定による許可証又は認定証の再交付の申請書 様式第15号
- (16) 第11条の請求書 様式第16号

(書類の提出部数)

第14条 政令、省令及びこの規則に規定する書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。ただし、次の各号に掲げる書類の提出部数については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第12条の11第1項の届出書 正本1部及び写し2部
- (2) 省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の11第1項、第8条の4の6、第8条の17の3、第8条の27及び第8条の38の11の報告書 正本1部
- (3) 省令第8条の4の5及び第8条の17の2の計画書 正本1部
- (4) 省令第11条第1項の申請書 正本1部及び写し5部（政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合にあつては、正本1部及び写し20部）
- (5) 前条第15号の申請書 正本1部
- (6) 前条第16号の請求書 正本1部

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年大阪府規則第44号）の規定に基づいて提出されている書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（令和元年12月13日規則第32号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月3日規則第10号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第13条関係)

60センチメートル以上			
産業廃棄物の 積 替 え の 場 所 積替えのための保管			
この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 1 項 第 14 条の 4 第 1 項 の規定により、産業廃棄物収集運搬業の八尾市長の許可を受けています。			
産業廃棄物の種類	以上 種類		
	<特別管理産業廃棄物>		
	以上 種類		
管 理 責 任 者		連絡先電話番号	
施 設 所 在 地		保 管 の 高 さ	
		保 管 上 限	
事 業 者		許 可 年 月 日	
許 可 番 号		許 可 の 有 効 期 間 満 了 日	
事 業 者 住 所			

60センチメートル以上

備考 産業廃棄物の種類については、産業廃棄物の積替えのための保管の場合であって、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるときは、その旨を含む。

様式第2号（第13条関係）

産業廃棄物の中間処理施設			
この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 第 1 4 条 の 4 第			
6 項 の規定により、産業廃棄物処分業の八尾市長の許可を受けていま			
6 項 す。			
産業廃棄物の種類	以上 種類		
	〈特別管理産業廃棄物〉		
	以上 種類		
管 理 責 任 者		連絡先電話番号	
施 設 所 在 地		保 管 の 高 さ	
		保 管 上 限	
事 業 者		許 可 年 月 日	
許 可 番 号		許可の有効期間満了日	
事 業 者 住 所			

← 200 センチメートル →

200センチメートル

備考 産業廃棄物の種類については、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。

様式第3号（第13条関係）

産業廃棄物の最終処分場 この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 6項 6項 の規定により、産業廃棄物処分業の八尾市長の許可を受けていま す。			
産業廃棄物の種類	以上 種類		
埋立処分の期間	年 月～ 年 月		
管 理 責 任 者		連絡先電話番号	
最 終 処 分 場 の 所 在 地			
事 業 者		許 可 年 月 日	
許 可 番 号		許可の有効期限 満 了 日	
事 業 者 住 所			

← 200センチメートル →

200センチメートル

様式第4号（第13条関係）

施設の設置及び維持管理に要する資金及びその調達方法

施設の設置及び維持管理に要する資金額	円	
調達の 方法	自己資金	円
	金融機関等からの借入金	円
	その他	円

(注)上記を証する書類の提出を求めることがある。

[資金額の内訳]

(1) 事業用不動産

土地、建物の別	面積 m ²	取得方法 (買収、貸借の別)	取得に要する 資金額 円	取得又は完 成予定日
計			円	

(2) 設備、機械、器具等

名称	形式、能力等	数量	単価 円	金額 円	設置又は完 成予定日
計				円	

(3) 維持管理費

使途	金額
計	

備考 (1)及び(2)については、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請の場合のみ記載すること。

様式第5号（第13条関係）

資 産 に 関 す る 調 書 （個人用）			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

様式第6号（第13条関係）

欠格要件該当届出書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項
第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項 の規定により、
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項

次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所 ※	
産業廃棄物処理施設の種類 ※	
産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理業の許可の年月日及び許可番号 特別管理産業廃棄物処理業	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

備考

- ※の欄については、届出者が施設設置者である場合のみ記載すること。
- 「産業廃棄物処理施設の種類」の欄については、この届出に係る許可に係る許可証に記載された施設の種類を記載すること。
- 「欠格要件に該当するに至った具体的事由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

誓 約 書

申請者（申請を行う者のほか、申請者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人を含む。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

（あて先）八尾市長

年 月 日

申請者
住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

誓 約 書

届出者(届出を行う者のほか、届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人を含む。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

(あて先) 八尾市長

年 月 日

届出者
住所
氏名

様式第9号（第13条関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する資金の総額		
土 地		
事 務 所		
中 間 処 理 施 設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
事業開始又は継続に要する新たな資金の有無	有 ・ 無	
新たな資金を必要としない場合の理由		

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には、変更部分を明確にして記載すること。)

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要

処理施設の種類

設置場所

設置年月日

処理能力

廃棄物の種類

(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

処理施設の処理方式及び設備の概要

環境保全設備の概要

添付書類 当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合は、その設置許可証の写し及び同法第15条の2第5項の検査に合格していることを証する書面の写し

4. 最終処分場

最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有 産業廃棄物、水銀使用製品産 業廃棄物又は水銀含有ばい じん等が含まれる場合は、そ の旨を含む。)	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他の環境保全対策	

添付書類 当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合は、その設置許可証の写し及び同法第15条の2第5項の検査に合格していることを証する書面の写し

5. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第8条の10で定める政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第11号 (第13条関係)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)	
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (所在地)
	埋立処分 海岸投棄処分 中間処理 売 却 中間処理又は売却の場合は、具体的な方法
備考 1 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書(新規に申請する場合を除く。)及び許可証の写しを添付すること。 3 有価物として売却する場合は、伝票など売却していることが分かるものを添付すること(新規に申請する場合を除く。)。	

様式第12号（第13条関係）

分 析 設 備 の 概 要 書

分析機器の種類	
名称及び形式	
数 量(基)	
分析する特別管理 産業廃棄物の種類	
検 出 項 目	
分 析 精 度	
分析手順概要	
設置場所及び 設置方法	設置場所については、別紙「施設配置図」のとおり。

様式第13号（第13条関係）

分析担当者の経歴書

氏名		生年月日	
所属			
最終学歴			
資格			
実務経歴			
年月～年月	年数	内容	
通算年数			

以上のとおり、相違ありません。

年 月 日

氏名

海洋投入処分の用に供する施設の概要書

海洋投入処分船	船 名		
	総 ト ン 数(t)		
	載 貨 重 量(t)		
	自 動 航 行 記 録 装 置 の 概 要		
産業廃棄物荷役施設	所 在 地		
	所 有 者	住 所 及 び 電 話 番 号	
		氏 名	
	積 込 方 法		
海洋投入処分方法	取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	海 洋 投 入 地 点		
	処 分 計 画 量		
	投 入 方 法		
	片道平均運行距離 及 び 時 間		

添付書類

- 1 海洋投入処分船の写真、船舶国籍証書の写し又は船籍票の写し及び船舶検査証書の写し
- 2 船舶の一般配置図
- 3 荷役設備の写真
- 4 海洋投入地点を明記した図面

様式第15号（第13条関係）

許可証等再交付申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者
住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、次のとおり申請をします。

許可証又は認定証の名称	
許可年月日及び許可番号又は認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

添付書類 許可証又は認定証（亡失し、又は滅失した場合を除く。）

届 出 台 帳 閲 覧 請 求 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

電話番号

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 11 条の規定により届出台帳の閲覧をしたいので、次のとおり請求します。

関係人の内容	
閲覧の目的	
請求の対象となる 最終処分場の名称 及び所在地	(名称)
	(所在地)
閲覧する項目	

備考 関係人の内容の欄には、当該土地の所有権を有する等、当該土地との具体的な権利関係(取得予定を含む。)について記載すること。